

決議案第3号

土江議員、坂元議員、嶋田議員、梅村議員に対する議員辞職勧告決議案

土江議員、坂元議員、嶋田議員、梅村議員に対する議員辞職勧告に関し、次のとおり決議する。

令和2年9月30日提出

守口市議会議員	高	島	賢
同	竹	嶋	修一郎
同	松	本	満義
同	水	原	慶明
同	福	西	寿光

記

土江議員、坂元議員、嶋田議員、梅村議員に対する議員辞職勧告決議

本議会において、令和2年5月21日に設置された「新型コロナウイルスに係る緊急対策遂行中における市議会特定会派・議員による不適切活動に関する調査特別委員会」による調査が10回にわたる活動を終え、本日9月30日に調査報告書が本議会に提出され可決された。

報告書によると、被申立人である大阪維新の会守口市議会議員団の土江議員、坂元議員、嶋田議員、梅村議員（以下、「維新市議ら」とする）に対して、委員会として「議員の辞職を勧告する事が相当であると判断した」とある。この委員会における結論は、全会一致では無いものの、維新市議らの行ったハラスメント、虚偽情報の発信、及び災害時における議会のルール、さらには議員の権限を逸脱した、人事への過度な介入等の問題点に対する基本的な理解を欠くものであって、議会の一員としての議員が職務を全うすることにより、行政との協働において市政の発展に貢献するという市議会議員に本来求められる適格性を著しく欠くものと言わざるを得ない、というものである。

以上のような維新市議らの一連の行為は、新型コロナウイルスに係る緊急対策遂行中における行政事務を妨害し、混乱させたといえる。その上、調査過程で維新市議らは自らの行為を顧みることなく、かえって市職員に対する批判を述べる等、行為を正当化する言動に終始しており、今後の市政運営上も看過できない。

よって、土江俊幸議員、坂元正幸議員、嶋田英史議員、梅村正明議員に対して、守口市議会議員の職を辞することを勧告する。

以上、決議する。

令和2年9月30日

守口市議会